

第 27 号

令和2年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和2年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,240,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算 歳入		
款	項	金額
1 財産収入		千円 728,895
	1 財産売却収入	728,895
2 繰入金		751
	1 一般会計繰入金	751
3 繰越金		111,117
	1 繰越金	111,117
4 県債		400,000
	1 県債	400,000
歳入合計		1,240,763

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 400,000
	1 都 市 計 画 費	400,000
2 公 債 費		840,763
	1 公 債 費	840,763
歳 出 合 計		1,240,763

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>国庫補助街路用地 先行取得事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">400,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共 団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 15年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>